令和８年第１回取手市議会定例会　議案概要

議　案：２１件	条例の一部改正	９件
	令和７年度補正予算	５件
	令和８年度当初予算	７件
同意案：　２件	教育委員会教育長の選任同意	１件
	固定資産評価審査委員会委員の選任同意	１件

議案第３号
取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

いじめ問題専門委員会・いじめ問題再調査委員会の委員の報酬について、委員の任命に当たって推薦をいただいている職能団体等が定めている、いじめの重大事態の調査を行う委員に関する報酬基準等を踏まえ、令和８年度から報酬額を次のとおり改定するため、本条例の一部を改正するものです。

①　いじめ問題専門委員会委員の報酬の増額（指導課）
　・委員長　日額 17,000 円 → 30,000 円、13,000 円増額
　・委員　　日額 15,000 円 → 25,000 円、10,000 円増額

②　いじめ問題再調査委員会委員の報酬の増額（政策推進課）
　・委員長　日額 17,000 円 → 30,000 円、13,000 円増額
　・委員　　日額 15,000 円 → 25,000 円、10,000 円増額

議案第４号
取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

消防職員の勤務の特殊性等に鑑み、令和８年度から次の手当について定めるため、本条例の一部を改正するものです。

①　機関員業務従事手当　（消防総務課）
　１当務 300 円
　出動時の緊急走行、火災現場でのポンプ操作、車両整備等を担い、消防業務において専門性と高い操作技術が求められる機関員の職務の特殊性と重責に対して手当を支給するものです。

② 消防相互応援従事手当　（消防総務課）

１日 1,080 円

（災害対策基本法で規定する警戒区域等で従事する場合は、2,160 円）

消防組織法の規定による相互の応援に基づき出動し、管轄区域外の地域において救助活動等の危険を伴う業務に従事する消防職員の勤務の特殊性に対して手当を支給するものです。

③ 緊急消防援助隊従事手当　（消防総務課）

１日 2,160 円

緊急消防援助隊の活動に対して支給する手当に関する消防庁通知を踏まえ、大規模災害の被災地等において救助活動等の危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊の活動に対して手当を支給するものです。

議案第５号

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

（人事課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたことを踏まえ、育児休業等の取得方式の多様化に対応し、職員が育児等と仕事を両立できる柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に関し、本条例の一部を改正するものです。

① 育児休業等の取得方式の多様化

育児部分休業について、現行の１日につき２時間を超えない範囲（勤務時間の始め又は終わりに限る。）で取得する方式に加え、１年につき条例で定める時間（１０日相当）を超えない範囲で取得する方式のいずれかの方式を選択して取得することができるようにします。

あわせて、勤務時間の始め又は終わりに限るとする取扱いを廃止します。

※　時間単位で申請する介護休暇等についても同様の取扱いとします。

② 育児部分休業の取得が可能な会計年度任用職員の要件の緩和

１日の勤務時間６時間１５分以上とする要件をなくします。

※　条例の改正はありませんが、育児休業法が改正されることにより、育児部分休業を取得することができる会計年度任用職員について、対象となる子の範囲が現行の３歳未満から小学校就学前までに拡充されます。

議案第６号
取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたことを踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、職員が育児や介護と仕事との両立に必要な制度を選択できる環境を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

① 育児を理由とする時間外勤務の免除について、対象となる職員の範囲の拡充
育児を理由として時間外勤務の免除の申請ができる職員について、対象となる子の範囲を現行の３歳未満から小学校就学前までに拡充します。

② 育児、介護等を行う職員の職場環境整備のための規定の新設
妊娠・出産時や育児期の職員、家族の介護が必要な職員に対し、制度の周知や意向確認等に関して新たに規定し、職員が育児や介護と仕事との両立に必要な制度を選択できる環境を整備します。

議案第７号
取手市介護保険条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

令和７年度税制改正を踏まえた介護保険法施行令の改正を受け、令和７年度住民税非課税であった第１号被保険者（65 歳以上の方）又はその属する世帯の世帯員で、税制上非課税となる範囲の就労収入の増加により、令和８年度介護保険料算定において住民税課税世帯の所得段階に属する場合の当該第１号被保険者の介護保険料について、令和７年度における所得段階で算定した額まで減免できることとするための必要な減免規定の整備を行うものです。

議案第８号
取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の保険者は、国に「子ども・子育て支援納付金」を納付することとされました。これを受けて、市の条例においても「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用に充てるための「子ども・子育て支援納付金課税額」について新たに規定します。

あわせて、「子ども・子育て支援納付金課税額」の創設に伴い、被保険者の負担増とならないよう、基礎課税額の所得割額の税率及び被保険者均等割額についての見直しを行います。

【子ども・子育て支援納付金課税額の創設】

・所得割額　税率 0.25%

・被保険者均等割額　１人当たり 1,600 円

18 歳以上の被保険者は、１人当たり更に＋100 円

【基礎課税額の所得割額の税率及び被保険者均等割額の見直し】

	改正前	改正後	改正後（子ども・子育て支援納付金課税額分含む）
所得割額の税率	7.5%	7.25%	7.5%
被保険者均等割額	21,000 円	19,300 円	21,000 円

議案第９号
取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
（国保年金課）

令和７年度税制改正による政令等の改正に伴い、茨城県の医療福祉対策実施要領等が改正されました。茨城県からの通知に沿って、市においても所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

医療福祉費の支給に当たっては、本人及び扶養義務者の所得に一定の要件があります。この所得の要件に関する規定の一部について、今後の法令の改正に応じて迅速な対応を可能とするため、条例と規則の規定を併せて整備するものです。所得の要件の詳細については、県通知に沿って規則で定めることとします。

議案第１０号
取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
（水とみどりの課）

令和８年度から、審議会委員の任期等について改めるため、本条例の一部を改正するものです。

① 取手市緑の審議会の委員の任期について、再任を妨げない旨を明記

現在、委員の任期は２年と定めていますが、継続して審議が必要な案件に対応し、より充実した審議を行う体制を構築するため、条例の規定の整備を行うものです。

② 保存樹木等が枯死・滅失した場合の指定の解除に関する規定の整備

保存樹木等が既に枯死又は滅失してしまっている場合には、指定の解除に当たっての審議会への諮問は不要とし、指定の解除後に審議会に報告するものとします。

議案第１１号
取手市手数料条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

国の法改正を踏まえ、必要な条例の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

① 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法） 関連

エコまち法の規定に基づく「低炭素建築物新築等計画」及び建築物省エネ法の規定に基づく「建築物エネルギー消費性能向上計画」の認定申請に添付する適合証を交付する外部機関である「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」の業務範囲が「非住宅」から住宅を含む「全ての建築物」に拡大されたこと、及び「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」の数が増加したことにより住宅の部分以外について「指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関」を定める必要がなくなったこと等を踏まえ、適合証に関する規定の改正を行うものです。

認定対象の建築物	適合証を交付することができる外部機関	
	改正後	改正前
住宅の部分のみ	・登録住宅性能評価機関 ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関	・登録住宅性能評価機関 ・(指定確認検査機関の業務を実施している)登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅の部分以外	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関 ・(指定確認検査機関の業務を実施している)登録住宅性能評価機関

※ 登録住宅性能評価機関
住宅の品質確保の促進等に関する法律で定める外部機関

※ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
建築物省エネ法で定める外部機関

② マンションの建替え等の円滑化に関する法律 関連

・法律の名称の変更
改正後「マンションの再生等の円滑化に関する法律」

・要除却等認定マンションに係る特例の追加（拡充）
耐震性不足等で建替え等をする場合に、認定を受けたマンションに適用される特例として、これまでの容積率に加えて、高さ制限に係るものを追加

③ 建築基準法施行令 関連

・政令の改正に伴う条項ずれの対応

議案第１２号　令和７年度一般会計補正予算（第９号）

１　補正予算の規模

補正予算の総額は、6 億 4,689 万 1 千円の減額で、
補正後の予算総額は、541 億 6,834 万 6 千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
▲646,891	▲121,666	139,500	▲868,488	203,763

２　歳出予算の主な補正内容

1）国の令和７年度補助事業により前倒しして実施する事業　**…1,147 万 6 千円増**

令和８年度に計画していた土地改良事業(ア)や地籍調査事業(イ)の一部が、国の令和７年度の補助事業の対象となったことから、３月補正予算に前倒しして計上し、実質的には令和８年度事業として繰越しして執行します。

ア.土地改良事業　…1,053 万円

【内容】

岡堰土地改良区の管理する椚木除塵機が、経年劣化に伴い更新が必要なことから、更新費用のうち市負担分を計上します。

イ.地籍調査事業　…94 万 6 千円

【調査区域】

本郷Ⅲ地区(本郷三丁目の一部　0.14 ㎢)　の２年目工程（地積測定・地籍図作成）

2）事業の実績見込みに合わせた歳出予算の減額　**…8 億 6,822 万 9 千円減**

令和７年度実施事業のうち、今年度中の実績を見込み、不用が見込まれる金額を減額します。

項目	補正額	主な減要因
ふるさと取手応援基金積立金	▲500,000	直近の寄附実績から、歳入の寄附金を 5 億円減額することに伴い、寄附金の積立金と募集に要する経費を減額するもの
ふるさと取手応援寄附金受付等業務委託料	▲250,000	
ガバメントクラウド利用料	▲18,617	通信量や通信単価の減などにより、年度内の所要見込額へ減額するもの
妊産婦・子育て女性の健康づくり事業	▲3,247	国庫補助金が不採択となったことを受け、事業規模を縮小して実施したもの
水田農業転作等実施補助金	▲71,443	米の価格の上昇に伴い、飼料用米に転作する農業者が減少したことによるもの

大規模建築物等耐震診断補助金	▲6,107	診断の対象建築物の所有者から補助金申請がなされなかったことによるもの
コミュニティ・スクール事業	▲18,815	ＣＳコーディネーターの配置状況から、年度内の所要見込額へ減額するもの
合　計	▲868,229	

3）その他の主な歳出補正

■生活保護費　…5,000 万円増

受給世帯・人数の増などにより、医療扶助費に不足が生じる見込みであることから増額します。

■障害者自立支援給付費　…1,000 万円増

利用者数や１人当たりの平均利用件数が増加したことなどにより、自立支援給付費に不足が生じる見込みであることから増額します。

３　歳入予算の主な補正内容

1）市税　**…1 億 981 万 6 千円減**

令和７年度課税実績から、個人市民税所得割を増額する一方、法人市民税法人税割を減額します。

（単位：千円）

項　目		補正前の額	今回補正額	補正後の額
個人市民税	所得割	5,898,263	112,213	6,010,476
法人市民税	法人税割	1,090,528	▲222,029	868,499
合　計		6,988,791	▲109,816	6,878,975

2）地方交付税　**…7 億 2,834 万 4 千円増**

普通交付税は、国の補正予算により再算定が行われたため増額します。

特別交付税は、令和６年 12 月の常総環境センターの火災により、市が追加的に負担した経費について措置されるため増額します。

（単位：千円）

項　目	補正前の額	今回補正額	補正後の額
普通交付税	8,836,103	588,344	9,424,447
特別交付税	370,000	140,000	510,000
合　計	9,206,103	728,344	9,934,447

3）主な基金の状況

歳入における市税や普通交付税等の増額等により、財政調整基金繰入金を減額し財源調整を行います。

減債基金は、増額となった普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として措置された額を全額積み立てます。

ふるさと取手応援基金は、寄附金の減額等に伴い繰入額・積立額を減額します。

【主な基金の増減と残高見込】　（単位：千円）

	補正前残高	3月補正		補正後残高	R8当初		R8末見込残高
		繰入金	積立金		繰入金	積立金	
財政調整基金	2,697,695	▲ 606,047	912	3,304,654	800,000	258,283	2,762,937
減債基金	1,456,320	0	103,423	1,559,743	400,000	24,438	1,184,181
公共施設整備基金	1,295,398	0	1,801	1,297,199	172,112	44,234	1,169,321
学校施設整備基金	536,660	16,740	78	519,998	118,526	1,390	402,862
ふるさと取手応援基金	2,059,141	▲ 297,590	▲ 500,000	1,856,731	2,517,915	3,004,218	2,343,034

議案第１３号
令和７年度取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第３号）（中心市街地整備課）

既定の歳入歳出予算に変更はありません。

取手駅北土地区画整理事業のうち、換地関連業務委託料における土地の登記手続きは、換地処分公告後に行うものであり、その事務手続きに日数を要することから、令和８年度に歳出予算を繰り越すため、繰越明許費を設定します。

議案第１４号
令和７年度国民健康保険事業会計補正予算（第３号）（国保年金課）

既定の歳入歳出予算総額に 120 万 7 千円を増額します。

補正の内容は、国保財政調整基金の利子の確定に伴い、歳入において財政調整基金利子を、歳出において基金積立金を、それぞれ 120 万 7 千円増額するものです。

議案第１５号
令和７年度介護保険特別会計補正予算（第４号）（高齢福祉課）

既定の歳入歳出予算総額に 3,495 万 6 千円を増額します。

歳入の補正内容は、介護保険料が 2,388 万 5 千円、国庫支出金が 716 万 5 千円、支払基金交付金が 943 万 8 千円、県支出金が 437 万円、一般会計繰入金が 437 万円の増、介護給付費準備基金繰入金が 1,427 万 2 千円の減となります。

歳出の補正内容は、居宅介護サービス給付費が 3,200 万円、高額介護サービス費が 270 万円、高額医療合算介護サービス費が 24 万円、審査支払手数料が 1 万 6 千円の増となります。

議案第１６号
令和７年度競輪事業特別会計補正予算（第２号）（産業振興課）

既定の歳入歳出予算総額から 7,000 万円を減額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が 4,292 万 3 千円の増、通常開催車券発売収入が 1 億 3,453 万 5 千円の減となります。

歳出の主な補正内容は、通常競輪事業に要する経費 2 億 7,003 万 7 千円の減で、場外車券発売開催委託料 1 億 4,004 万 6 千円、的中車券払戻金 1 億 2,366 万 6 千円の減のほか、JKA 交付金 2,000 万円の減など、競輪開催に係る経費の減額となります。

一方、競輪事業一般会計繰出金は、インターネット車券発売が好調なことなどにより、1 億 9,000 万円を増額し、2 億 2,000 万円となります。

議案第１７号から議案第２３号まで　令和８年度各会計当初予算

議案第 17 号から議案第 23 号まで（令和８年度取手市各会計当初予算）の内訳

議案第 17 号　一般会計予算
議案第 18 号　取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 19 号　国民健康保険事業特別会計予算
議案第 20 号　後期高齢者医療特別会計予算
議案第 21 号　介護保険特別会計予算
議案第 22 号　競輪事業特別会計予算
議案第 23 号　取手地方公平委員会特別会計予算

同意案第１号
取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について（人事課）

令和６年４月１日付けで就任した石塚 康英（いしづか やすひで）氏（現在１期目）の任期が本年３月 31 日で満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会教育長（任期３年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

※　前任者が任期途中で職を辞したため、石塚教育長の 1 期目の任期は前任者の残任期間（R6.4.1～R8.3.31）

同意案第２号
　取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について（総務課）

　令和５年３月 21 日付けで就任した岡田 儀春（おかだ よしはる）氏（現在１期目）の任期が本年３月 20 日で満了することに伴い、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員（任期３年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。